

2 計画の性格と役割

- 本計画は、環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、本県における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画です。
- また、本計画は、2020（令和2）年3月に策定された「第4次山形県総合発展計画」を踏まえ、環境分野の基本計画として施策の展開方向を示すものです。
- 県における各分野の施策や事業は、本計画との整合を図り、環境への配慮の視点を入れながら推進していきます。また、様々な環境課題の解決に向けて、県民、事業者、行政などがそれぞれの役割分担のもとに連携、協力しながら取り組む必要があります。このため、本計画は、環境の保全・活用・継承に向けての各主体の取組みの指針としても位置付けます。
- なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。

計画名	該当箇所
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第8条第1項に基づく都道府県行動計画	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱1」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） ※同法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱2」「施策の柱3」
気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱2」
生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱5」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編） 【山形県環境保全率先実行計画】	第4章4「県の事務事業における温室効果ガスの削減」

3 計画の期間

- 本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。
- ただし、計画の策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内に見直しを行います。

山形県環境計画と各種計画との関係

